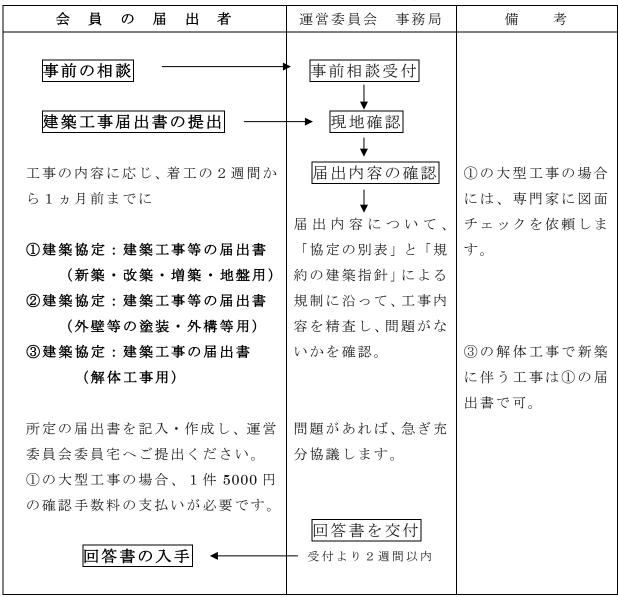
建築工事等の届出手続きの流れ

染井野 S1 地区建築協定運営委員会

会員提出の建築関連工事の事前届出は、次のような取扱い手順で受付いたします。



- ■届出の際に必要な書類(いずれも建築協定チェックシート付き)
 - ①「建築協定:建築工事等の届出書(新築・改築・増築・地盤用)」
 - ②「建築協定:建築工事等の届出書(外壁等の塗装・外構等用)」
 - ③「建築協定:建築工事等の届出書(解体工事用)」

なお、<u>工事業者の会社名・担当者名・連絡先の記入励行</u>をお願いします。 工事内容について、工事業者のご担当者様に事務局より質問することもある旨 ご了承ください。

■添付書類

届出書の添付資料欄に記載されている項目から、工事内容に応じた書類を適宜 選択し提出頂きます。

受付 No。	受付日	各ブロック 受付者	事前確認班 (1人目)	事前確認班 (2人目)	回答日
	/				/

建築協定:建築工事等の届出書(新築・改築・増設・地盤用)

年 月 日

染井野 S1 地区建築協定運営委員会 殿

規約第6条に基づき、今回の工事計画について関連図面を添えて事前届出いたします。 ※該当する項目に〇印をつけてください。

届出の内容	新築 改築(建替え) 増築 地盤の高さの変更(盛土・切土)
用山 ⁽⁾ /11 百	※ 関連する外構・植栽等を含む
用 途	専用住宅 併用住宅(診療所・塾・教室) その他
計画場所	佐倉市染井野 丁目 番地 号
着工時期	令和 年 月 日
工事業者	会社名 担当者 連絡先
添付資料	建築工事届の写し 配置図 平面図 立面図 (北側斜線記入)
*工事内容に	断面図 道路沿いの外構(門・ガレージ等) 植栽の平面図 断
応じ適宜選択	面図 *その他

^{*}屋根の材料、物置位置図、外壁等の色見本(色相・明度・彩度のマンセル値メモ添付)等

注 本届出書、添付図面等各 1 部を用意し、本工事着工の 1 ヶ月以上前に提出する。本届出事項は、専門家の図面確認を要するため、確認手数料 5000 円が必要です。

年 月 日 様 当該建築計画について、 **承認 不承認 要協議扱**い とします。 染井野 S1 地区建築協定運営委員会 会長 印

※受付 No は事前確認班集計係が記載する。

建築協定チェックシート

建	築主	三氏	名						
工	事	種	別	新築 改築	(建替え)	増築			
建	築	場	所	佐倉市染井野	丁目	番地	号		
敷	地	面	積		m²				
建	築	面	積		m²				
延	床	面	積	2 階建	m²				

◆協定:建築基準(必須事項) ※該当する項目欄に○印をつけてください。

- WW / C 1 / C			· / · · · ·
*項目	協定の概要	適合・不適合 を選択	運営委員 会チェック欄
	区画の分割を禁止する	適合・不適合	
敷地	1区画1建築物とする(連続する2区画で1建物は可)	適合・不適合	
	地盤の高さの変更(盛土・切土)を*禁止する	· 本人 -	
	*例外 車椅子用斜路·駐車場設置、造園等	適合・不適合	
	天空率を適用しない	適合・不適合	
形態	建築物は、一定の北側隣地境界線から真北方向の	適合・不適合	
	水平距離の 0.6 倍に 5mを加えた高さ以下とする		
	建築物の屋根、外壁その他戸外の色彩は、周囲と	適合・不適合	
意 匠	の景観的調和に配慮したものとする(原色は不可)		
	アンテナは、屋根面に設置しない	適合・不適合	
	道路沿いの塀・フェンスは、生垣・植栽の背後に設	適合・不適合	
	ける		
	幅員5m道路に面する道路境界線から水平距離		
	0.5m の部分は、道路の路面と同じ高さ又は緩い勾配	適合・不適合	
	で植栽とし、工作物の設置は不可(例外 出入り口等)		
道路沿い	道路沿いに設けられている石張りの擁壁は、かさ	適合・不適合	
の外構・	上げ又は積み増しをしてはならない		
植栽	門柱・門扉・自動車車庫(カーポート含む)扉は、	適合・不適合	
	道路境界線から0.8m以上後退離して設ける		
	自動車車庫 (カーポート含む)・物置の柱又は壁は、	適合・不適合	
	道路境界線から1.0m以上後退して設ける	사의 다. 시·제의 다	
	自動車車庫(カーポート含む)・物置の屋根又は庇は、	適合・不適合	
	道路境界線から0.5m以上後退して設ける		

◆規約:建築指針(尊重・目標)

※該当する項目欄に○印をつけてください。

*項目	指針の概要	該当	適合・不適合を選択	運営委員 会チェック欄
	波型スレート板、鉄製折板は使用しない		適合・不適合	
建築物屋根	ルーフバルコニーを除いてフラット屋根は 採用しない		適合・不適合	
隣地境界部	隣地境界部分で隣地のカーポート1台分に接			
分の塀・フ	する部分は、道路側と同じく原則として生垣		適合・不適合	
ェンス	とする (分譲当初から生垣なしの場合を除く)			
│ │屋外設備機	屋外設備機器は、道路側及び隣地から目立			
と	たない位置に、隣地住民の生活環境や植栽		適合・不適合	
右	等に影響がないよう設置する			
門柱、門扉、	門柱、門扉、カーポート扉のデザインの仕			
カーポート	様は、良好な街並みを乱すことのないよう		適合・不適合	
扉	配慮する			
	可能な範囲で、和風街区には*和風建築物を、			
街区の建築	洋風街区には洋風建築物を建築し、街並みの		適合・不適合	
様式	景観の維持に配慮する(和風門・瓦のせ塀を			
	含む)*【特徴】瓦屋根・面格子・下屋設置			
外壁・屋根	外壁・屋根等の色彩は、周囲への景観的調			
等の色彩	和に配慮し、別に定める「色彩指針」に基		適合・不適合	
400%	づき選択する			
	取付位置は、外壁面又は2階ベランダとし、			
アンテナ	色彩は乳白色、灰色あるいは外壁色に近い		適合・不適合	
	ものとする。*形状は円形、箱形あるいは			
	円筒形とし、最大面積は0.285㎡以内とする			
ソーラーパ	ソーラーパネル等の設備を屋根又は外壁に			
ネル等	設置する場合は、近隣への影響や景観に配		適合・不適合	
11.75 11	慮する			

^{*}魚の骨スタイルは回避

受付 No。	受付日	各ブロッ ク受付者	事前確認班 (1人目)	事前確認班 (2人目)	回答日
	/				/

建築協定:建築工事等の届出書(外壁等の塗装・外構等用)

年 月 日

(EJJ)

染井野 S1 地区建築協定運営委員会 殿

 申出者
 住
 所

 氏
 名

連絡先 ☎

規約第 6 条に基づき、今回の工事計画について関連図面を添えて事前届出いたします。 ※該当する項目に〇印をつけてください。

 届出の内容	外壁・屋根の塗装 道路沿い外構・植栽変更 アンテナの設置			
用山 ⁽⁾ /11 百	ソーラーパネルの設置 大型物置 その他()			
計画場所	佐倉市染井野 丁目 番地 号			
着工時期	令和 年 月 日			
工事業者	会社名 担当者 連絡先			
	物置の平面図、立面図、形状や色を示すカラーカタログの写し、			
 添付資料	外構(門柱/門扉等)の平面図、外構立面図、 製品のカラーカタロ			
	グの写し、車庫やカーポートの位置図、 カーポートのカラーカタ			
 *工事内容に	ログの写し、屋根/外壁の色見本(色相・明度・彩度のマンセル値			
	記入のメモ添付)、アンテナやソーラーパネル等の設備機器設置箇			
応じ適宜選択	所を示す概略図とカラーカタログの写し、 隣地境界箇所の位置図			

※ 本届出書添付図面等を各1部用意し、本工事着工の2週間以上前に提出する。

	年	月	日
当該建築計画について、 承認 不承認 要協議扱い	とします。		
染井野 S1 地区建築協定運営委員会 会長			

※受付 No は事前確認班集計係が記載する。

建築協定チェックシート

提出者記入用

◆協定:建築基準(必須事項)

※該当する項目欄に○印をつけてください。

*項 目	協定の概要	該当	適合・不適合を 選択	運営委員 会チェック欄
外壁・屋根の	建築物の屋根、外壁その他戸外の色彩は、周囲との		適合・不適合	
塗装 アンテナ	景観的調和に配慮したものである(原色は不可) アンテナは、屋根面に設置しない		適合・不適合	
	道路沿いの塀・フェンスは、生垣・植栽の背後		適合・不適合	
	幅員5m道路に面する道路境界線から水平距離 0.5mの部分は道路の路面と同じ高さ又は緩い勾配 で植栽とし、工作物の設置は不可(例外 出入り口等)		適合・不適合	
道路沿いの	道路沿いに設けられている石張りの擁壁は、かさ 上げ又は積み増しをしてはならない		適合・不適合	
外構•植栽	門柱・門扉・自動車車庫(カーポート含む)扉は、道路境界線から0.8m以上後退して設ける		適合・不適合	
	自動車車庫 (カーポート含む)・物置の柱又は壁は、道 路境界線から1.0m以上後退して設ける		適合・不適合	
	自動車車庫 (カーポート含む)・物置の屋根又は庇は、 道路境界線から0.5m以上後退して設ける		適合・不適合	

◆規約:建築指針(尊重・目標) ※該当する項目欄に○印をつけてください。

*項 目	指針の概要	該当	適合・不適合を 選択	運営委員 会チェック欄
建築物屋根	波型スレート板、鉄製折板は使用しない		適合・不適合	
建築物屋根	ルーフバルコニーを除いてフラット屋根は採用し ない		適合・不適合	
隣地境界の 塀・柵	隣地境界部分で隣地のカーポート1台分に接する部分は、道路側と同じく原則として生垣とする		適合・不適合	
屋外設備機器	屋外設備機器は、道路側及び隣地から目立たない 位置に、隣地住民の生活環境や植栽等に影響がな いよう設置する		適合・不適合	
門柱、門扉、 カーポート 扉	門柱、門扉、カーポート扉のデザインの仕様は、 良好な街並みを乱すことのないよう配慮する		適合・不適合	
街区の建築 様式	可能な範囲で、和風街区には和風建築物を、洋風街区には洋風建築物を建築し、街並みの景観の維持に配慮する(和風門・瓦のせ塀含む)		適合・不適合	
建築物の色 彩	建築物の色彩は、周囲への景観的調和に配慮し、 別に定める「色彩指針」に基づき選択する		適合・不適合	
アンテナ	取付位置は、外壁面又は2階ベランダとし、色彩は 乳白色、灰色あるいは外壁色に近いものとする。 *形状は円形、箱形あるいは円筒形とし、最大面 積は0.285㎡以内とする *魚の骨スタイル回避		適合・不適合	
ソーラーパ ネル等	ソーラーパネル等の設備を屋根又は外壁に設置する場合は、近隣への影響や景観に配慮する		適合・不適合	

【添付メモ】

マンセル値

塗装を伴う工事(屋根、外壁、外構)の場合は、塗装に使用される塗料のマンセル値 (色相/明度/彩度)を下記にご記入のうえご提出をお願いします。なお具体的な数値は、 塗装業者にご確認をお願いします。不明の場合は、業者の方から塗料メーカーに問い合わ せて頂ければ簡単に判明します。

(外壁)

色相	明度	彩度

(屋根)

色相	明度	彩度

(その他、門柱、門扉、駐車場扉等)

色相	明度	彩度

☆上記の3属性を用いて色彩を表す記号を「マンセル記号」といい、「色相 明度/彩度」で表しています。例えば「5R 4/6」の場合下記のように記載します。

色相	明度	彩度
5 R	4	6

【ご参考】色彩指針より

色彩(標準レベル)

			•		
外 壁			屋根		
(マンセル表示)			(マンセル表示)		
色相	明 度	彩度	色相	明度	彩度
R、YR、Y	3以上	6以下	R、YR、Y	7 以下	6以下
GY, G		4以下	GY, G		4以下
BG, B, PB, P, RP		2.5 以下	BG, B, PB, P, RP		2 以下
N			N		

色相:R(赤),YR(橙),Y(黄),GY(黄緑),B(青緑),B(青),PB(青紫) P(紫),RP(赤紫),N(無彩色)

明度:無彩色の黒は1、白は9.5を用い、灰色は2~9で表す。

※ ご記載いただいた内容に関して、不明な点や確認を要する事項がある場合には、運営 委員会から直接業者の方に確認させていただく場合がありますことをご了承願います。

受付 No。	受付日	各ブロック 受付者	事前確認班 (1人目)	事前確認班 (2人目)	回答日
	/				/

建築協定:建築工事等の届出書(解体工事用)

年 月 日

染井野 S1 地区建築協定運営委員会 殿

申出者 住 所 氏 名 連絡先 **☎**

印

規約第6条に基づき、今回の工事計画について事前届出いたします。

※該当する項目に○印をつけてください。

届出の内容	建物の解体工事、更地化工事
計画場所	佐倉市染井野 丁目 番地 号
着工時期	令和 年 月 日
工事業者	会社名 担当者 連絡先
備考	● 解体後の土地の利用計画があればご記入願います。

※ 本届出書、添付図面等(解体後の土地の利用計画がある場合)を各 1 部用意し、 本工事着工の 2 週間以上前に提出する。

年 月 日

当該建築計画について、 承認 不承認 要協議扱い とします。

染井野 S1 地区建築協定運営委員会 会長

(EJJ)

※受付 No は事前確認班集計係が記載する。

様

建築協定チェックシート

◆協定:建築基準(必須事項)

※該当する項目欄に○印をつけてください。

*項 目	協定の概要	該当	適合・不適合を 選択	運営委員 会チェック欄
	区画の分割を禁止する		適合・不適合	
敷地	地盤の高さの変更(盛土・切土)を禁止す			
	る。但し下記例外を認める。		適合・不適合	
	例外:車椅子用斜路・駐車場設置、造園等			

※	「解体工事をご担当の事業者様へのお願い」の文書を解体事業者へお渡しください。
	いずれかに☑してください
	□工事責任者へ手渡した
	□ 現場担当者の方に工事責任者へ手渡すよう依頼した
	□工事責任者宛てに郵送(メールでの添付を含む)した
	□工事責任者がHP等からお願い文書を入手したことを確認した

解体工事をご担当の事業者様へのお願い

佐倉染井野 S1 地区建築協定運営委員会

平素は当地区の建築協定運営委員会の活動にご理解・ご協力を賜り、心から御礼申し上げます。

さて、ご承知のように下記に該当する解体工事につきましては、作業開始前に石綿含有の有無の事前調査が必要ですが、令和4年4月1日の石綿障害予防規則及び大気汚染防止法の改正により、事前調査報告書の提出が義務化されました(石綿の含の有無にかかわらず調査報告書の提出が義務化されております)。

また、建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律により、工事の規模によっては、 着工7日前までの事前届と分別解体の義務が御座いますので、手続きの漏れ等がないよう 宜しくお願い致します。

当地区の建築協定や運営委員会規約で定める事項とは異なりますが、関連する法令の遵守を徹底下さいますようお願い申し上げます。

【対象工事と提出先を略記致します。詳細は関係法令を参照下さい。】

【石綿含有の有無事前調査】

- ●対象となる工事 (金額は税込み)
- ・建築物の解体工事床面積の合計 80 ㎡以上
- ・建築物の改修工事請負代金

合計 100 万円以上

- ・工作物の解体改修工事請負代金 合計 100 万円以上
- ●調査報告書の提出先
- ・所轄労働基準監督署:石綿障害予防規則によ

る報告

- ・都道府県知事:大気汚染防止法による報告
- ●関係法令
 - ・石綿障害予防規則第4条の2第1項
 - ・大気汚染防止法第18条の15第6項

【建設資材の再資源化】

- ●対象となる工事 (金額は税込み)
- ・建築物の床面積の合計 80 ㎡以上
- ・新築・増築の工事については 床面積の合計が500㎡以上
- ・新築工事等で前号に該当しないものについては、 請負代金が1億円以上であるもの
- ・建物以外の工事については、請負代金が500万円以上であるもの
- ●届出書の提出先
- ·佐倉市建築指導課
- ●関係法令
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

以上